

議案第171号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の2号を加える。

- (13) 特別支援学校業務手当
- (14) 夜間学級業務手当

第15条第1項各号列記以外の部分中「市立高等学校」を「川崎市立学校（川崎市立看護短期大学を除く。以下「市立学校」という。）」に改め、同項第1号中「市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「市立高等学校等」という。）」を「市立学校」に改め、同項第2号中「生徒」の次に「、児童又は幼児（以下「生徒等」という。）」を加え、同項第3号中「生徒」を「生徒等」に改め、同項第4号中「市立高等学校等」を「市立学校」に、「生徒」を「生徒等」に改める。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条第1項中「第

15条」を「第17条」に改め、同条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(特別支援学校業務手当)

第16条 特別支援学校業務手当は、川崎市立特別支援学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で生徒等に対して行う指導の業務に従事したもの(規則で定めるものに限る。)に支給する。

2 特別支援学校業務手当の額は、従事した日1日につき600円を超えない範囲内において規則で定める。

(夜間学級業務手当)

第17条 夜間学級業務手当は、夜間学級を置く川崎市立中学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で夜間学級において生徒に対して行う指導の業務に従事したもの(規則で定めるものに限る。)に支給する。

2 夜間学級業務手当の額は、従事した日1日につき2,200円を超えない範囲内において規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、教員特殊業務手当の支給を受ける者の範囲を改め、並びに特別支援学校業務手当及び夜間学級業務手当を新設するため、この条例を制定するものである。